

南丹圏域

高次脳機能障害者支援 資源ガイド

令和2年4月17日

京都府リハビリテーション支援センター作成

高次脳機能障害のある方への支援にたずさわる支援者の方にご活用頂けるよう、高次脳機能障害のある方が利用できる社会資源や南丹圏域内での相談先をまとめました。

目 次

高次脳機能障害者の社会復帰への流れ ……p2

相談窓口・連絡先 ……p3

資源・制度について ……p8

(高次脳機能障害支援拠点)

京都府リハビリテーション支援センター

高次脳機能障害の当事者やご家族、関係者の方からの高次脳機能障害に関する相談をお受けし、関係機関と連携した継続支援を行っています。電話相談のほか、来所での相談も受け付けています。

若年で今後就労を希望されている高次脳機能障害の方を対象にしたグループワークも実施しています。

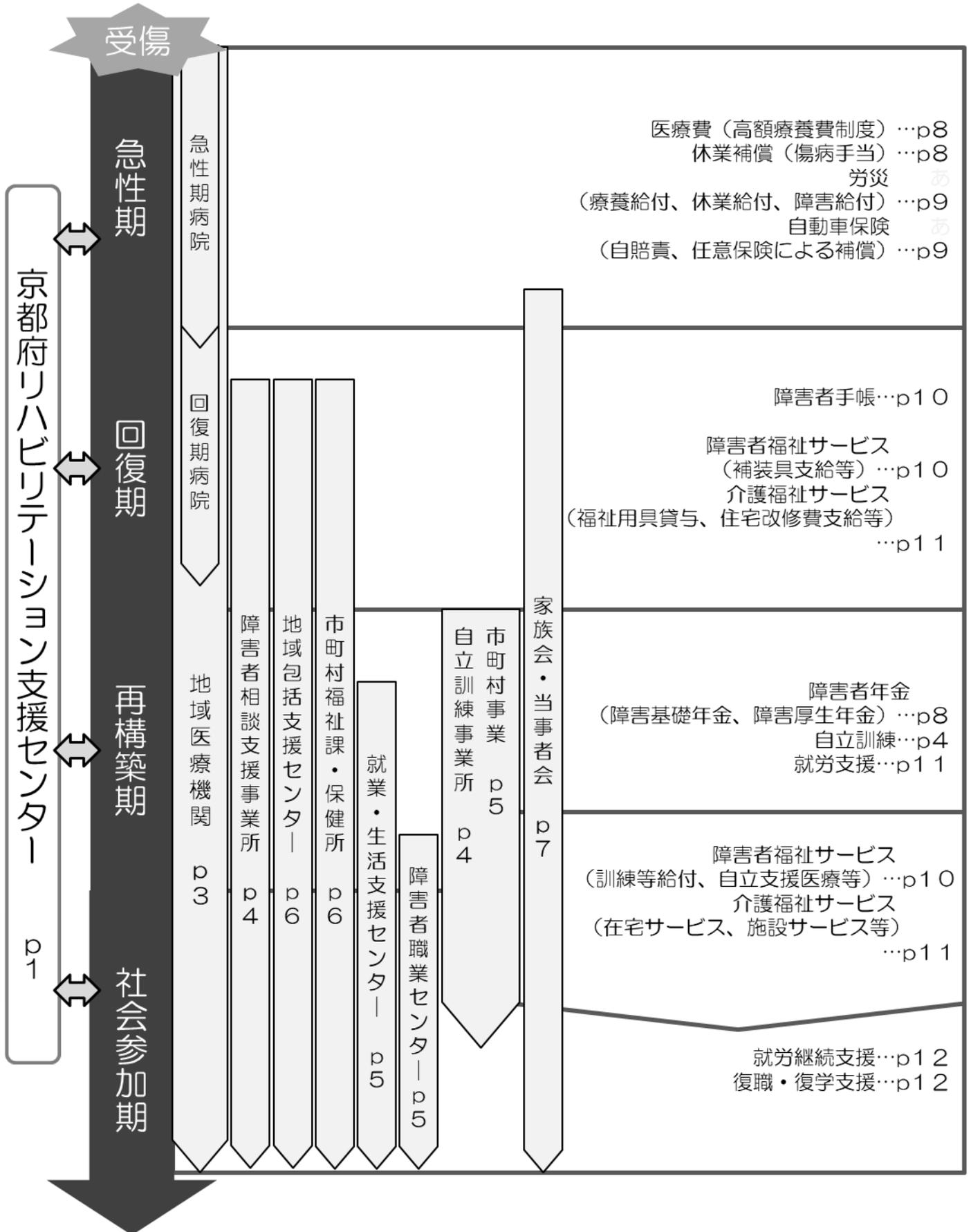
すべての相談、支援は無料でご利用できます。

住所	電話番号	FAX
京都市上京区河原町通広小路 上る梶井町 465 (京都府立医科大学内)	075-221-2611 (相談専用電話)	075-251-5389

※電話相談 月～金曜日 9時～12時、13時～17時(祝日を除く)

※来所相談 お電話でご予約ください。

高次脳機能障害者の社会復帰への流れ



相談窓口・連絡先

医療機関

高次脳機能障害の原因となった疾患や外傷への対応およびリハビリテーションを行います。高次脳機能障害の症状は人によって様々ですので、適切な支援を行うために医療との連携が大切になります。

※症状やリハビリテーションの内容などにより、対応できる範囲が異なる場合がありますので、受診を希望される場合には、必ず事前に各医療機関へお問い合わせください。

※記号の見方 ○…実施 △…実施（条件あり） ×…未実施

【協力医療機関】

高次脳機能障害専門外来を有する医療機関です。

名称	住所	電話番号	診断	診断書	外来リハ	入院リハ
京都府立医科大学附属病院（脳神経内科）	京都市上京区河原町通 広小路上る梶井町 465	075-251-5111	○	○	△	×
京都大学医学部附属病院（精神科神経科）	京都市左京区聖護院 川原町 54	075-751-3111	○	○	○	○
京都府立心身障害者福祉センター附属 リハビリテーション病院	城陽市中芦原	0774-54-1400	○	○	○	○

【南丹圏域地域リハビリテーション支援センター（地域医療機関）】

京都府より指定された、地域における地域リハビリテーション活動の発展・充実のための中核施設です。圏域連絡会議の運営や、リハビリテーションに関する相談、研修、情報提供を行い、高次脳機能障害等の支援普及事業にも協力しています。また、地域の医療機関として、高次脳機能障害の診断およびリハビリテーションを実施しています。

名称	住所	電話番号	診断	診断書	外来リハ	入院リハ
京都中部総合医療センター	南丹市八木町八木上野 25	0771-42-2510	△	○	△	○

※平成 29 年度 京都府リハビリテーション支援センター調査

障害者支援サービスの窓口

相談支援事業所（指定特定相談事業所）

障害のある方の生活に関することをはじめ、様々な相談ができます。障害福祉サービス等利用計画の作成を行い、サービスの利用や継続に関する支援を行います。

名称	住所	電話番号
松花苑生活支援センター	亀岡市千代川町高野林西ノ畑 16-19	0771-20-1262
亀岡福祉会相談支援センター 巴（ともえ）	亀岡市安町釜ヶ前 19-1	0771-24-9193
障害者生活支援センター こひつじ	南丹市園部町横田前 11	0771-68-1567
花の木医療福祉センター	亀岡市大井町小金岐北浦 37-1	0771-23-0701

南丹圏域障害者総合相談支援センター

南丹圏域の相談支援事業所や障害者福祉に関わる機関と連携し、障害のある方の相談に対応します。

名称	住所	電話番号
南丹圏域障害者総合相談支援 センター 結丹（ゆに）	亀岡市千代川町高野林西ノ畑 16-19	0771-20-1262

自立訓練

自立訓練事業所

日常生活に必要な各種訓練を通じて、自立した日常生活、または社会生活ができるよう支援します。

症状や年齢によって、対応できる範囲が異なる場合がありますので、通所を希望される場合には、必ず事前に各施設へお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
京都市地域リハビリテーション 推進センター 障害者支援施設	京都市中京区壬生仙念町 30	075-823-1658
一般社団法人高次脳機能障害支援 つむぎ 高次脳機能障害支援 「つむぎ」	京都市西京区大原野東境谷町 2-5-9 洛西センタービル 407	075-874-7250
京都府立心身障害者福祉センター 生活訓練事業所 ひまわり	城陽市中芦原	0774-53-0553

市町村が行っている事業

亀岡市総合福祉センター

地域にお住まいの方全般に向けた福祉増進のための事業を行っています。また、障害者福祉センターでは障害のある方向けに生活訓練を実施していますので、高次脳機能障害の方もご参加いただけます。ご利用は市の広報やホームページをご参照下さい。

名称	住所	電話番号
亀岡市総合福祉センター (障害者福祉センター) ※亀岡市にお住まいの方	亀岡市内丸町45-1 (https://k-fukusi-j.or.jp/)	0771-24-0294

就労支援の窓口

障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面あるいは就労に関わる生活面についての相談ができます。

名称	住所	電話番号
なんたん障害者就業・生活支援センター	亀岡市千代川町高野林西ノ畑 16-19	0771-24-2181

京都障害者職業センター

障害のある方や障害のある方を雇用する事業主の方などに対して、ハローワークや関係機関との連携のもと、職業相談・職業評価、就労準備支援、ジョブコーチ支援、復職支援などのサービスを行います。

名称	住所	電話番号
京都障害者職業センター	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路 803 5階	075-341-2666

ハローワーク障害者職業相談窓口

ハローワークの中で、障害のある方の職業の相談・職業の紹介・就職後の職場の問題などについて相談を行う窓口です。

名称	住所	電話番号
京都障害者職業相談室	京都市下京区西洞院通塩小路下る 東油小路 803 4階	075-341-2626
ハローワーク園部	南丹市園部町宮町 71	0771-62-0246

ハローワーク西陣	京都市上京区大宮通中立売下る和水町 439-1	075-451-8609
----------	-------------------------	--------------

京都ジョブパーク はあとふるコーナー

障害のある方を対象に、就労相談や企業実習や職場の定着支援等、関係機関と連携し総合的な就職支援を行います。京都ジョブパーク内には障害者手帳がなくても利用できる部門もあります。

名称	住所	電話番号
京都ジョブパーク はあとふるコーナー	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館 3階	075-682-8029

介護保険サービスの窓口

地域包括支援センター

介護保険に関わる相談ができます。お住まいの地域によって連絡先が異なりますので、各市町村の高齢者担当課にお問い合わせください。

行政の相談・申請窓口

市町村

障害者福祉担当課…障害者手帳、障害福祉サービス等の申請窓口です。

介護認定担当課…介護保険サービス利用のための介護認定の申請窓口です。

名称	住所	障害者福祉担当課	介護認定担当課
亀岡市役所	亀岡市安町野々神 8	(障がい福祉課) 0771-25-5031	(高齢福祉課) 0771-25-5181
南丹市役所	南丹市園部町小桜町 47	(社会福祉課) 0771-68-0007	(高齢福祉課) 0771-68-0006
京丹波町役場	船井郡京丹波町和田田中 6-1 (瑞穂保健福祉センター)	(保健福祉課) 0771-86-1800	

保健所

高次脳機能障害だけでなく、精神疾患やアルコール依存症、配偶者暴力などで困ったことがある場合に、精神保健福祉に関する相談ができます。曜日によって専門医(精神科医)、相談員が対応しています。

名称	住所	電話番号
京都府南丹保健所 福祉室	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	0771-62-0361

当事者・家族会

当事者や家族同士が集まり、悩みや困っていることなどを話し合えます。会によって特色が異なります。連絡を希望される方は、京都府リハビリテーション支援センターにお問い合わせください。

当事者会

- 高次脳機能障害者の会「チルドレン」
- 高次脳機能障害 当事者会アンサーズ

家族会

- 中丹高次脳機能障害者と家族の会「さくら」

資源・制度について

医療費や生活費の支援

高次脳機能障害になった方が利用できる可能性のある制度です。各制度には利用要件などがありますので、利用にあたっては、各市町村窓口や病院の医療相談員にご相談下さい。

医療費

高額療養費制度

窓口：市町村 国民健康保険担当課／会社の健康保険組合

月額医療費自己負担分について、限度額（年齢・所得に応じて定められています）を超えて支払う場合に、超えた金額を支給します。また、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口事前に提示することで、限度額を超えた分は請求されなくなります。

自立支援医療（精神通院医療）

窓口：市町村 障害者福祉担当課

受傷が元で継続した通院が必要な場合に、通院のための自己負担を軽減します。公的医療保険で3割負担になっているところを1割負担に軽減します（所得によって上限があります）。申請には医師の意見書が必要です。

休業補償

傷病手当金

窓口：会社の健康保険組合

病気やけがで3日以上連続で休んだ場合、4日目から最長1年半の間、給料の3分の2が支給されます。国民健康保険の場合は対象外です。なお、勤務中、通勤中の事故等では労災保険が適用されます。

年金

高次脳機能障害は精神障害に分類され、受給要件を満たしていれば障害年金の対象となります。申請には医師の診断書が必要です。原則、初診日から1年半後から申請が可能ですが、受傷時に保険料の滞納があると受給できない場合があります。

障害基礎年金

窓口：市町村 障害者福祉担当課

年金加入者（国民・厚生・共済）の方を対象として、障害の程度（1～2級）に応じて支給されます。また、20歳以前に受傷された場合は、20歳から支給されます。

障害厚生年金

窓口：年金事務所

厚生年金加入者の方を対象としています。障害の程度（1～3級）に応じて、障害基礎年金と上乗せ分（障害厚生年金）が支給されます。また、3級は障害厚生年金のみの支給となります。また、3級に至らなかった場合でも、障害手当金の受給が可能な場合があります。

労働者災害補償保険（労災保険）

業務中、または通勤中の災害によって高次脳機能障害となった場合に必要な保険給付を行います。パートやアルバイトでの雇用でも対象となる場合があります。

療養給付

窓口：会社の労務担当者・労働基準監督署

業務中、通勤中の災害で医療機関にかかる際の医療費を10割負担します。症状固定（治癒）後は支給されません。労災病院、労災指定医療機関では、療養の給付を行いますが、それ以外の機関の受診は療養の費用の給付を行います。

休業給付

窓口：会社の労務担当者・労働基準監督署

業務中、通勤中の災害で、治療中のために働くことができないときに、休業4日目から、給与の日額の6割が給付されます。また、休業特別支給金を同時に申請することで、合わせて給与の日額の8割が給付されます。

障害給付

窓口：会社の労務担当者・労働基準監督署

業務中、通勤中の災害により、症状固定が行われた後に、一定の障害（障害年金：1～7級 障害一時金：8～14級）が残った場合に、休業給付に代わり障害給付が支給されます。また、いずれの給付も特別支給金が加算できます。

自動車保険

加入している自動車保険によって、補償が異なります。相談窓口は各保険会社ですが、専門知識を要するものが多いため、弁護士や交通事故相談所に相談することをお勧めします。

自動車賠償補償責任保険（自賠責）

窓口：各保険会社

（傷害にかかる費用）

治療にかかる必要（医療費・休業補償・慰謝料）について、120万円まで補償されます。ただし、被害者に重大な過失があった場合は減額されます。

（後遺障害に対する補償）

自動車事故の後、後遺障害が残った場合、障害の程度によって最高4000万円の賠償金が支払われます。ただし、被害者に重大な過失があった場合は減額されます。

任意保険による補償

窓口：各保険会社

自賠責保険の限度額を超過した部分については、任意保険から賠償金が支払われます。被害者の過失割合により、賠償金は減額されますが、被害者本人が任意保険に人身傷害補償保険を付加している場合、過失相殺分が支払われる可能性があります。内容は加入している保険によって異なります。

障害者福祉サービス

サービス等の利用や申請方法については、お住まいの市町村の障害者福祉担当窓口または高齢者福祉担当窓口にお尋ねください。

障害者福祉手帳

窓口：市町村 障害者福祉担当課

障害者手帳を所持、提示することで、公共機関等などで料金の優遇などを受けることができます。なお、障害の種類や等級、お住まいの地域によって受けられるサービスが異なります。

精神障害者保健福祉手帳

高次脳機能障害は、「脳の疾患による（器質性）精神疾患」として手帳の申請を行い、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の基準を満たす方に交付されます。ただし、手帳の申請が可能となるのは、原則、高次脳機能障害として医師にかかった日から半年を経過した後です。

身体障害者手帳

身体障害者障害程度等級表の基準を満たす方に交付されます。肢体不自由障害、内部障害の他、高次脳機能障害の関連障害としては、失語症による音声・言語機能障害も含まれます。

療育手帳

18歳未満に脳損傷が起因となって知的障害の状態になり、日常生活に支障が生じている方は、療育手帳を申請することができます。申請は18歳到達以降でも受け付けられますが、あくまで障害が18歳未満の時に生じたことが条件となります。

障害者福祉サービス

窓口：相談支援事業所、市町村 障害者福祉担当課

対象：身体障害・知的障害・精神障害（高次脳機能障害を含む）・難病の方および障害のある児童（18歳未満）の方 ※高次脳機能障害については、診断基準に基づいた診断書をお持ちの方

自立支援給付

- ・ 介護給付…ホールヘルプサービスなどの生活面の介護や、施設入所など生活にかかる給付です。
- ・ 訓練等給付…自立訓練や就労訓練といった訓練にかかる給付です。
- ・ 自立支援医療…精神科への継続通院等の医療費の支給など（医療費の項目参照）
- ・ 補装具費支給…身体障害のある方の補装具購入に係る費用の支給です。

地域生活支援事業

障害をお持ちの方の自立した地域生活を支援するため、市町村が行う事業。サービスの内容や利用者負担の有無などは実施する市町村によって異なるため、お問い合わせが必要です。

<必須事業（どの市町村も実施している）>

- ・ 相談支援事業、成年後見利用支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業など

介護保険サービス

介護保険サービス

窓口：市町村 高齢者福祉担当課、地域包括支援センター

対象：65歳以上または、特定疾患（脳血管障害、若年性認知症、関節リウマチ等）を原因とする40歳以上の介護や支援が必要と認定された方

在宅サービス	対象：要介護・要支援
通所サービス：通所介護（デイサービス）、通所リハビリ（デイケア）など	
訪問サービス：ホームヘルプ、訪問リハビリ、短期入所など	
その他のサービス：福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給、居宅介護支援など	
施設サービス	対象：要介護のみ
介護老人福祉施設、介護老人保健施設など	
地域密着型サービス	対象：要介護・要支援
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護など	
介護予防事業	対象：非該当・自立
地域包括支援センターがおこなう予防事業。一部自己負担あり。	

※介護保険の対象となる方は、原則介護保険にないサービス（就労移行支援など）は、障害福祉サービスの利用が可能です。

就労・就学の支援

就職準備への支援

就労移行支援

窓口：障害者就業・生活支援センター、市町村

障害者総合支援法による訓練。一般企業への就労を希望する方に対し、一定期間生産活動などを通して、就労に必要な身体または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

職業準備支援

窓口：障害者職業センター

作業室に一定期間通い、就労に必要な基本的な労働習慣や職業に必要な知識を身につけるための作業訓練や講習会を行います。受講費用は無料です。

障害者対象委託訓練

窓口：高等技術専門校、ハローワーク

パソコンや清掃など、就職につながる技術を身につけるための訓練が受けられます。

それぞれ受講にはハローワークへの求職登録が必要です。受講料は無料ですが、別途テキスト代や保険代がかかることがあります。詳しい内容や見学、体験入校については、各高等技術専門校にお問い合わせください。基本的に障害者手帳を持っている方が対象ですが、短期訓練では例外もあります。

- ・ 施設内訓練…高等技術専門校で6ヶ月～1年の訓練を行います。
- ・ 短期職業訓練…民間の教育機関等で1ヶ月～3ヶ月の訓練を行います。

就労・継続の支援

<一般就労・障害者雇用>

職場適応援助者(ジョブコーチ)

窓口：障害者職業センター

就業先の事業所に一定期間ジョブコーチが出向き、職場適応を目指した障害のある方と事業者双方に対して、仕事の円滑な進め方の提案や職場内での人間関係の作り方等について支援します。

<福祉的就労>

就労継続支援

窓口：障害者就業・生活支援センター、市町村

障害者総合支援法により、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。雇用型と非雇用型があり、雇用型では最低賃金が発生します。

復学・就学への支援

学校生活への支援

復学や就学にあたって、学校や家庭でどのような配慮や支援が必要なのか、病院のケースワーカーや主治医、訓練担当者とよく相談することが必要です。障害の状況に応じて、より少人数で個別の支援が可能な総合支援学級や総合支援学校への入級、転校も考えることができます。詳しくは京都府リハビリテーション支援センター（p1 参照）にご相談ください。